

## 勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱

令和4年1月28日

勝浦町告示第5号

### (趣旨)

第1条 この告示は、勝浦町への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、徳島県と協働して行う徳島わくわく移住支援事業を活用して、勝浦町に移住した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項は、勝浦町補助金交付規則（平成7年勝浦町規則第5号）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術を活用し、自宅等において業務を行う方法をいう。
- (3) マッチングサイト 徳島県が移住支援金の対象として求人を掲載しているマッチングサイトをいう。
- (4) 条件不利地域 東京圏のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）の区域をいう。
- (5) 専門人材 プロフェッショナル人材事業（徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点が民間人材ビジネス事業者を介して実施する人材マッチング事業をいう。）及び先導的マッチング支援事業（地方創生支援事業費補助金（先導的人材マッチング事業）交付要綱に基づき、地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者と連携して実施する人材マッチング事業をいう。）を利用して就業した者をいう。
- (6) 創業支援補助金 徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領に基づき、事業の創業を行う者に対し徳島県が交付する補助金をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付が受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第1号の要件を満たす者であつて、第3号から第6号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第2号の要件を満たす者とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住、又は東京圏以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。なお、東京圏のうち

の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元として対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和 4 年 1 月 1 日以後に転入したこと。
- (イ) 補助金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- (ウ) 勝浦町に、補助金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
  - (ウ) 徳島県が定めるみんなでリスタート！徳島移住促進支援金制度による支援金交付を受けていない者で、今後も受ける予定がないこと。
  - (エ) 徳島県及び勝浦町が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、令和 4 年 1 月 1 日以後に転入したこと。
- エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、補助金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- オ 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(3) 就業等に関する要件

次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 一般就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、徳島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人等（以下、「移住支援金対象法人等」という。）であること。
- (ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して 3 か月以上在職していること。
- (オ) (イ) の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 就職先に、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 地方創生テレワーク交付金（地方創生テレワーク交付金要綱（令和 3 年 2 月 9 日付府地創第 34 号）に規定する交付金をいう。）を活用した取組により、雇用企業から給与等の支払いを受けていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

移住後に就労が決まっており、次に掲げる（ア）の要件を満たし、かつ、

（イ）の要件に該当すること。就労に関しては、雇用形態を問わない。また、起業した個人事業主に関しては、営業等の実態を確認し、判断することとする。

(ア) 就労要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

a 勝浦町内で就労又は、町内に住所を有しており町外で勤務する者。

b 勝浦町内で起業した者。

(イ) 関係人口要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

a 勝浦町ふるさと住民に登録されてから 6 か月以上経過している者。

b 田舎トライアルハウス坂本家を利用したことがある者。

c 勝浦町出身の者。

d 過去 3 年以内に勝浦町へふるさと納税を行った者。

(6) 創業に関する要件

創業支援補助金の交付決定を受けており、かつ、補助金の交付を申請する日が、創業支援補助金の交付決定を受けた日から 1 年以内であること。

(補助金の額)

第 4 条 補助金として支給する移住支援金の金額は、60 万円とする。ただし、補助対象者を含む 2 人以上の世帯員が本町に転入する場合であって、当該世帯員が次の条件を満たす場合にあっては、100 万円とする。

(1) 本町へ転入する前の住所地において、補助対象者と同一世帯に属していること。

(2) 補助金の交付の申請をする日において、補助対象者と同一世帯に属していること。

- (3) 令和4年1月1日以降に転入したこと。
  - (4) 補助金の交付の申請をする日において、転入後3か月以上1年未満であること。
  - (5) 暴力団等の反社会勢力と関係を有する者でないこと。
- 2 前項の2人以上の世帯の場合において、18歳未満の世帯員を帯同しての移住である場合は、18歳未満の世帯員一人につき30万円を加算する。ただし、18歳未満の世帯員が申請者の配偶者である場合は加算対象に該当しないものとする。
- 3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。
- (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の2月末までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付きの身分証明書(提示により本人確認できる書類)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 移住元の住民票の除票の写し(移住元での住所地、在住期間を確認できる書類。なお、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所地を確認できる書類)
- (4) 補助金の振込先の普通預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
- (5) マッチングサイトを利用して就業した者にあつては、就業証明書(様式第3号)
- (6) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者である場合は、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (7) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主である場合は、開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)又は個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)
- (8) 東京圏から東京23区内の大学に進学し、東京23区内の企業等へ就職した者である場合は、卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)及び東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (9) テレワークの導入を行った者にあつては、就業証明書(様式第3号)
- (10) 創業支援補助金の交付決定を受けた者にあつては、徳島わくわく創業支援補助金交付決定通知書の写し
- (11) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第6条 勝浦町補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第1項の規定により町長が補助金の交付決定をした場合における規則第6条の規定による通知は、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、実績報告書に町長の定める書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の額確定通知を受けた申請者は、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 町長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第14条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取消し、規則第15条の規定により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び勝浦町が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 補助金の申請日から起算して5年以内に転出したとき。
- (2) 補助金の申請日から1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞したとき。
- (3) 創業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により申請が行われたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を返還させる必要があると認めるとき。

2 前項各号の規定における返還を求める補助金の額は、別表のとおりとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第12条 勝浦町わくわく移住支援事業補助金の交付を受けた者は、申請してから5年を経過するまでは、毎年3月中に現況届(様式第7号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 新規就業者の場合は、就業証明書(様式第3号)

2 勝浦町わくわく移住支援事業補助金の交付を受けた者が、勤務、転勤、出向、研修又はその他特別な事情により、一時的に勝浦町を1か月以上の長期にわたって転出する場合には、一時的な勤務、転勤、趣向、研修その他特別な事業で他の市町村に転出することの証明書(様式第8号)を提出しなければならない。

3 勝浦町わくわく移住支援事業補助金の交付を受けた者が、他の市町村に転出する場合には、転出報告書(様式第9号)を提出しなければならない。

4 徳島県及び勝浦町は、徳島県わくわく移住・創業パッケージ支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、徳島県わくわく移住・創業パッケージ支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、徳島県と勝浦町が協議して定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年4月28日告示第48号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第11条関係）

取消事由	返還を求める補助金の額
補助金の申請日から3年以上5年以内に勝浦町外へ転出したとき。	交付額の50%
補助金の申請日から3年未満で勝浦町外へ転出したとき。	交付額の100%
補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。	交付額の100%
創業支援補助金に係る交付決定を取り消されたとき。	交付額の100%
虚偽その他不正の手段により申請が行われたと認められるとき。	交付額の100%